

平成22年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（廃止 縮減）

No	10	府省庁名 国土交通省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他</u> （都市計画税）		
見直し項目名	軽自動車検査協会の検査事務の用に供する固定資産の課税標準の特例措置		
見直し内容（概要）	<p>軽自動車検査協会が道路運送車両法第76条の27第1項第1号に規定する業務の用に供する固定資産について、平成20年度整理合理化により、平成20年度の固定資産税、都市計画税の課税標準は価格の2分の1、平成21年度は同3分の2とする特例措置を受けていたが、本特例措置は延長せず、廃止することとする。</p>		
〔関係条文〕	〔 地方税法 附則第15条第53項 〕		
廃止又は縮減の理由	<p>軽自動車検査協会は、国に代わって軽自動車の検査を実施しているが、国の検査場より検査場が少なく、また、軽自動車の検査開始から30年以上経過し、老朽化した施設や混雑している施設が多く、国が行う登録自動車と同様な受検者へのサービスを維持・提供していくための施設整備に努めてきており、本特例措置が大いに役立ってきたところである。</p> <p>今般、本特例措置について見直したところ、本特例措置が廃止された場合に、今後協会が必要とする施設整備に重大な支障を生じるおそれがないと判断されることから、特例措置の延長要望はしないこととする。</p>		
増収見込額	57（単位：百万円）		